

正 誤 表

(平成 29 年 9 月 21 日)

下記のとおり、誤りがありましたので訂正します。

【対象文書】 電気・機械工事標準積算基準書（平成 29 年 7 月 1 日版）

【訂正内容】 労務単価の端数処理について

第 I 編 総則 2-2-1-3 (1-6 ページ)

【誤】

2-2-1-3 労務単価

労務単価（労務賃金）は「公共工事設計労務単価表」「土木工事資材等単価表」（いずれも県土整備局）及び「単価表」（電気・機械工事資材等単価表）による。なお、通常勤務すべき時間帯（8時から17時）を超えた賃金の取り扱いは土木工事標準積算基準書（土木工事編）による。

【正】

2-2-1-3 労務単価

労務単価（労務賃金）は「公共工事設計労務単価表」「土木工事資材等単価表」（いずれも県土整備局）及び「単価表」（電気・機械工事資材等単価表）による。なお、通常勤務すべき時間帯（8時から17時）を超えた賃金の取り扱いは土木工事標準積算基準書（土木工事編）による。

夜間及び時間的制約等により補正を行う場合は、算出された設計労務単価額を円止めとし、円未満は切り捨てとする。

（編注：赤線下線部を追加する。）